

関連法令

○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）

（事業）

第二条 1～4（略）

- 5 地域会社は、前二項に規定する業務のほか、総務大臣の認可を受けて、第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。この場合において、総務大臣は、地域会社が当該業務を営むことにより同項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

○日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和 60 年郵政省令第 23 号）

（活用業務の認可）

第二条の二 地域会社は、法第二条第五項の規定により、同条第三項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 業務の内容
- 二 業務の開始時期
- 三 業務の収支の見込み
- 四 所要資金の額及びその調達方法
- 五 業務を営む理由
- 六 活用する設備若しくは技術又は職員の概要
- 七 電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置